議案第46号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年6月12日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 超過勤務の上限時間等に係る規定を追加するとともに、規定の整備を図る 必要があるので、本案を提出する。 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条本文中「以外の勤務」の次に「(以下「超過勤務」という。)」を加え、同条ただし書中「正規の勤務時間以外の時間において同条に掲げる勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、 規則で定める。

第9条の3第1項中「第9条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)」を「超過勤務」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。